

## 令和2年度総会開催される

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年9月4日書面により、令和2年度埼玉県フロン回収・処理推進協議会通常総会が開催されました。

### ● 議 事

#### 審議事項

- (1) 令和元年度事業報告及び収支決算について  
令和元年度の事業実績と収支決算(収入 364,294 円、支出 69,559 円、差引額 294,735 円を令和2年度に繰越)が承認されました。
- (2) 令和2年度事業計画案及び予算案について  
令和2年度は総会の開催、普及啓発物品や会報の作成などの事業を実施し、予算額を294,737 円とすることが承認されました。
- (3) 人事異動等に伴う会長、理事の変更について  
人事異動等に伴い、新役員として以下の3名が選任されました(敬称略)。  
会 長 齊藤 一雄 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長)  
常務理事 宮原 正行 (埼玉県環境部大気環境課長)  
理 事 黒木 健之 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会監事)
- (4) 総会議事録署名人の選出について  
議事録署名人として以下の2名が選任されました(敬称略)。  
株式会社市川環境エンジニアリング 取締役 中新田 直生  
一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会専務理事 中島 辰衛

#### ○役員名簿(敬称略)

- 会 長 齊藤 一雄 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長)  
副 会 長 加藤 博 (埼玉県電機商業組合理事長)  
常務理事 宮原 正行 (埼玉県環境部大気環境課長)  
理 事 茂木 喜明 (埼玉県自動車販売店協会会長)  
理 事 黒木 健之 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会副会長)  
監 事 中新田 直生 (株式会社市川環境エンジニアリング取締役)  
監 事 中島 辰衛 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会専務理事)

### ■ 技術研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の技術研修会は中止としました。

## 令和元年度 フロン類の回収状況

埼玉県内におけるフロン類の物質種類別の回収量の推移を図1に示します。

またフロン類使用機器(以下「機器」)の廃棄時及び整備時におけるフロン類回収量の推移を表1に示します。

図1から、近年、特定フロン(CFC、HCFC)から代替フロン(HFC)への冷媒転換が進んでいることもありHFCの回収量が増加傾向であることが分かります。

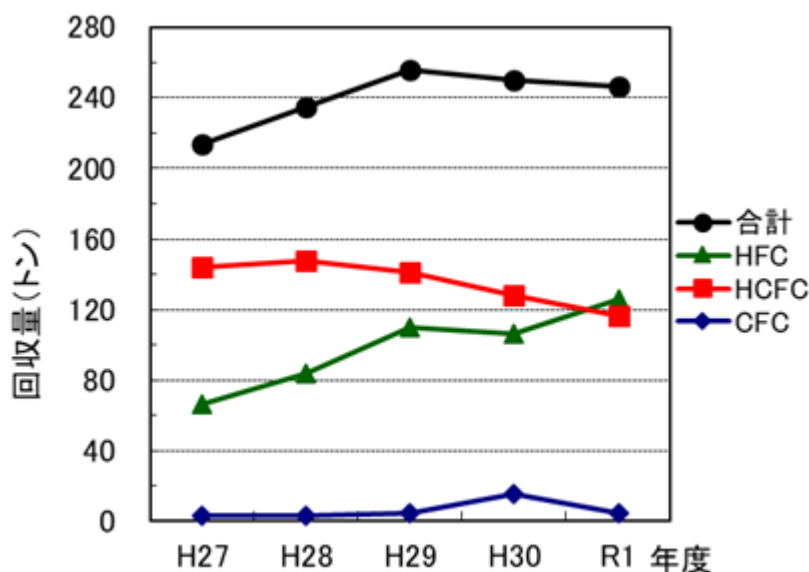


図1 フロン類回収量の推移 (廃棄・整備合計)

令和元年度のフロン類全体の回収量は246.3トンであり、平成30年度の249.9トンと比較して約1.5%減少しました。このうち機器廃棄時における回収量は195.2トンであり、前年度の192.4トンと比較して約1.5%増加しました。

環境省の推計では、全国における令和元年度の機器廃棄時のフロン類回収率は約38%と低い水準でした。

フロン類の漏えいを防止するためには、機器の適切な管理並びに適正な冷媒の充填及び回収をすることが重要です。

表1 埼玉県の機器廃棄時及び整備時のフロン類回収量(過去5年間) (単位:トン)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
廃棄時回収量	160.9	177.5	200.3	192.4	195.2
整備時回収量	52.6	57.3	55.6	57.5	51.1
合計	213.5	234.8	255.8	249.9	246.3

## 令和元年度フロン類算定漏えい量の集計結果

令和3年3月23日に、環境省及び経済産業省より、フロン排出抑制法に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」による令和元年度のフロン類算定漏えい量の集計結果が公表されました。  
(<https://www.env.go.jp/press/109364.html>)

「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は、機器からフロン類を多く漏えいした事業者(特定漏えい者※)が、漏えい量を国に報告し、国が集計・公表する制度です。

この制度の目的は、機器使用時のフロン類の漏えいの実態を把握・公表することによって、より適切な機器の管理を促進し、フロン類の排出の抑制に資することです。

令和元年度は、特定漏えい者からの算定漏えい量は全国で 222 万トン-CO<sub>2</sub>でした。

埼玉県内の特定漏えい者からの算定漏えい量は 10 万 4 千トン-CO<sub>2</sub>で、全国の 4.7%を占めました。

業種別に見ると図2のようになり、「食料品製造業」、「小売業」の2業種が、全体の90%を占めていることが分かります。

※特定漏えい者：フロン類漏えい量の合計が二酸化炭素換算で年間 1,000 トン以上となる者

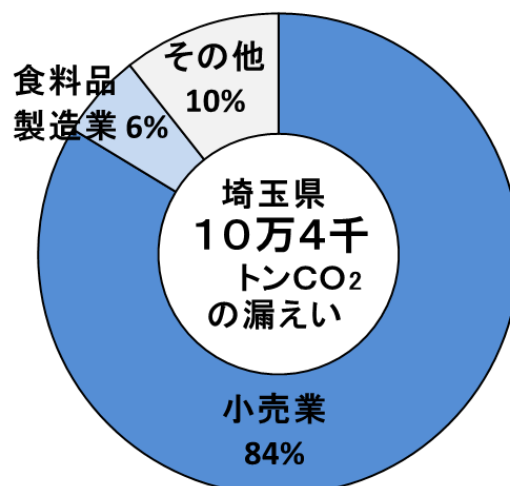


図2 埼玉県算定漏えい量集計結果（令和元年度）

## フロン排出抑制法に基づく 機器の管理者が行う4つの取組について

フロン類は、二酸化炭素と比較して数十～一万倍の温室効果があります。

そのため、地球温暖化防止の観点から、近年、フロン類の大気への排出量を抑制することが大きな課題となっています。

機器の管理者は、フロン排出抑制法により機器使用時のフロン類の漏えいを防ぐための点検等を行うこと、機器の廃棄時には確実にフロン類を回収することが義務付けられています。

事業者の皆様には、機器の管理者として以下の4つの取組を行ってください。

- ①機器の点検** 全ての機器について、3か月に1回以上の簡易点検を行ってください。圧縮機の出力が 7.5kW 以上の機器については、定期点検も行ってください。
- ②記録の保管** 対象機器のリスト、点検整備記録簿、充填回収量証明書等の作成・保管を行ってください。
- ③算定漏えい量の算定** 1年度ごとに、フロン類の漏えい量を算定してください。
- ④廃棄時のフロン類回収** 機器を廃棄する際は、必ず第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

埼玉県では、事業者への立入検査や、法令説明会の実施などによりフロン排出抑制法の周知を進めています。また、平成30年度から一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会への委託により、業務用エアコン、冷凍冷蔵機器を使用している事業所に、専門家(冷媒フロン類取扱技術者)を派遣し、フロン排出抑制法の遵守状況や機器の管理状況を確認し、適正管理についての技術的助言を行っています。

## 普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、フロン類の適切な管理、回収を目的とした普及啓発物品を作成しています。

今年度は、令和2年4月1日に改正フロン排出抑制法が施行されたことを受け、法改正の内容が一目で分かるクリアファイルを作成しました(図3)。

各業界団体などに配布し普及啓発をお願いしました。

また、埼玉県でも今後、法令説明会時に配布する等、フロン類の適切な管理、回収のために役立てていきます。

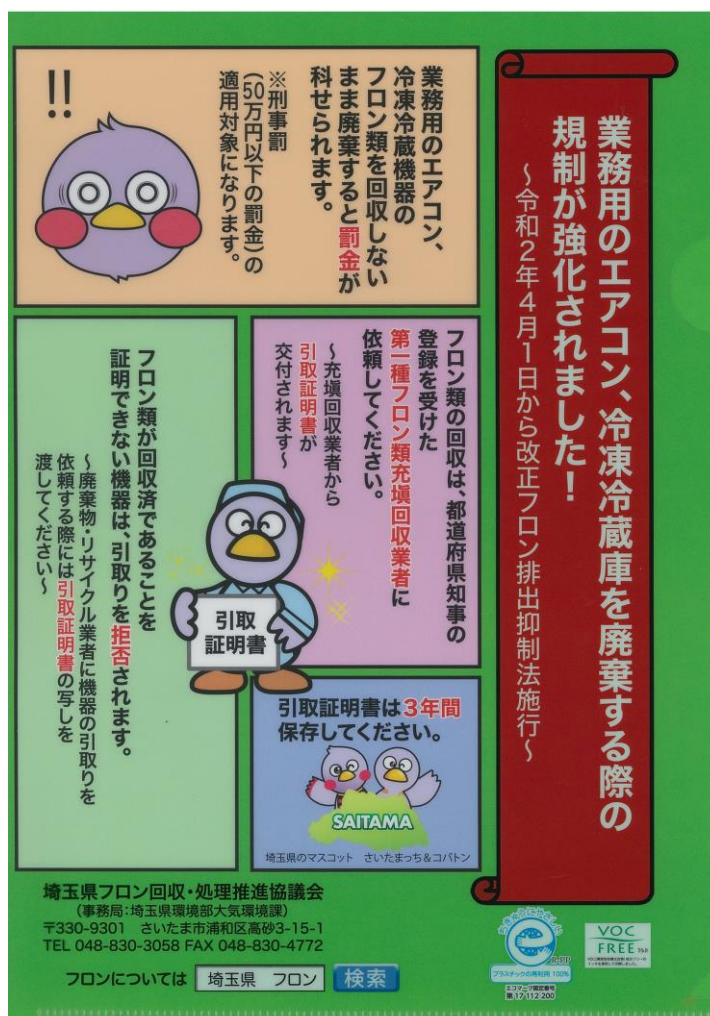


図3 クリアファイル

### 埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール: [a3050-09@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3050-09@pref.saitama.lg.jp)

ホームページ: <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kyougikai.html>